

5千人ゆふ泊キャンペーン の詳細について

由布市商工観光課



1. 事業概要

趣 旨	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている観光産業の支援と、市民の皆様へ地元「由布市」の魅力を再発見してもらうため「5千人ゆら泊キャンペーン」を実施します。
内 容	対象宿泊施設で使える宿泊割引券を発行します。(申込みは1人1回まで)※ 宿泊割引券 1枚あたり1万円の割引
申込対象者	応募時に由布市内に住所がある方または由布市内の事業所に勤務する方
割引対象施設	事前に登録申請を行った 市内宿泊施設 ＜取扱事業者募集期間：令和4年8月1日（月）～令和4年10月7日（金）＞
宿泊割引券 応募期間	令和4年9月8日(木)～令和4年10月7日(金)
使用期間	令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)宿泊分 <u>※令和5年3月1日（水）からは使用できませんのでご注意ください。</u>
発行総数	5,000枚

※1人1回の申込みは1次応募の時点です。申込みが5000件に満たない場合は2次応募を想定しています。

2. スケジュール（予定）

令和4年9月8日（木）～ 宿泊割引券応募開始

自治文書配布にて、申込書付きチラシを全戸配布いたします。
切り取って郵送いただくか、Webフォームからも申し込み可能です。

※10月7日（金）必着

※申し込みが5千人を超えた場合、抽選になります。

令和4年10月下旬

宿泊割引券発送

抽選となった場合は、当選者に宿泊割引券を、落選者に落選通知書を郵送します。
宿泊割引券到着後、割引対象施設にご自身で予約していただきます。
その際に、「ゆふ泊キャンペーン」を使用することを施設側に伝えてください。
ネット予約での事前決済の場合は割引が適用されませんので、ご注意ください。

令和4年12月1日（木）～ 宿泊割引券利用開始

宿泊割引券を持参し、宿泊代精算時に宿泊施設に提出します。

様式第1号（第8条関係）

整理番号 号

5千人ゆふ泊キャンペーン
宿泊割引券

由布市

見本

この度は、由布市5千人ゆふ泊キャンペーンにご応募いただきありがとうございます。
貴殿は本キャンペーンに当選されましたので、宿泊割引券を交付させていただきます。
下記注意事項をご確認の上、宿泊の際に施設側へお渡しください。

記

1. 本券の割引上限額は原則10,000円となります。使用方法等の詳細については、由布市公式ホームページをご確認ください。
2. ご予約の際に「ゆふ泊キャンペーン」を使用することを施設側へお伝えください。
3. 本券の使用期間は令和4年12月1日から令和5年2月28日宿泊分までです。
4. 上記の使用期間を過ぎた場合、本券の使用はできなくなります。
5. 本券の使用が可能な宿泊施設は、同封の対象宿泊施設一覧もしくは由布市公式ホームページをご確認ください。
6. 本券の複写等は禁止です。
7. 本券の転売及び換金等を行うことができません。
8. やむをえない事情により宿泊できなくなった場合、本券を他者（住所地は問わない）に譲渡することができます。
9. 本券を紛失された場合、再発行等は致しません。

2. スケジュール（予定）

2022年					2023年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者	事業者登録申請期間 ※市へ申請				換金期間 ※由布市まちづくり観光局へ申請			
	第一次締切 8月19日		最終締切 10月7日				最終締切 3月10日	
市民		応募期間 9月8日～10月7日		割引券到着	使用期間 令和4年12月1日～令和5年2月28日			

事業者登録申請期間：（第一次募集）令和4年8月19日締切
（最終締募集）令和4年10月7日締切

割引券応募期間：令和4年9月8日～令和4年10月7日

割引券使用期間：令和4年12月1日～令和5年2月28日宿泊分

割引券換金期間：月2回振込日安
（最終締切）令和5年3月10日✕→3月20日払

※第一次募集で登録された事業者は、宿泊割引券応募時に配布する対象宿泊施設一覧（8/19付）に掲載する予定です。最終募集までに登録された事業者は宿泊割引券交付時に配布する対象宿泊施設一覧（最終版）に追加掲載予定です。

3. 宿泊割引券取扱店の登録について

郵送／FAX／直接持ち込みでの申請方法

①「申請書兼誓約書」に必要事項を記入してください。

②以下の書類とともに下記申込み先まで送ってください。

- ・振込先の口座情報がわかるもの（通帳の写し等）
- ・旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業の届出番号等が記載された証明書類の写し

※「申請書兼誓約書」は商工観光課(新館2階)または各地域振興課の窓口にあります。
市ホームページからもダウンロードできます。

<郵送での申込み先> 〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

「由布市役所商工観光課 ゆい泊キャンペーン担当」宛

<FAXでの申込み先> FAX:097-582-1361

<直接持ち込む場合> 商工観光課・湯布院地域振興課・挾間地域振興課

3. 宿泊割引券取扱店の登録について

Webフォームからの申請方法

- ①下記QRコードより申請フォームを開き、必要事項を入力してください。
- ②以下の書類のデータをスキャンまたは写真で撮ったものを添付して送信してください。
 - ・振込先の口座情報がわかるもの（通帳の写し等）
 - ・旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業の届出番号等が記載された証明書類の写し



4. 割引の考え方

宿泊割引券の適用範囲

宿泊料金と同時に 精算をするもの

- ※宿泊時に発生する飲食代等も含む
- ※売店などでの別会計のものは除く
- ※キャンセル料には使用できません
- ※GoToトラベル(再開)や県民割(延長)との併用はできません。

	宿泊料金(割引前)	割引額	宿泊料金(割引後)
Aさん	15,000円	10,000円	5,000円

宿泊券をもってきた方は、会計時に割引券1枚につき1万円を割り引きします。

4. 割引の考え方

◆宿泊料金(割引前)が割引金額に満たない場合

	宿泊料金(割引前)	割引額	宿泊料金(割引後)
Aさん	8,000円	8,000円	0円

もし宿泊料金(割引前)が1万円に満たない場合は、宿泊料金が割引額の上限になります。割引券は1枚使いきりです。上記の場合の差額2,000円を残しておくことはできません。

◆宿泊料金(割引前)が割引金額に満たない場合【グループの場合】

	宿泊料金(割引前)	割引額	宿泊料金(割引後)
Aさん	15,000円	10,000円	0円
Bさん	5,000円	10,000円	

Bさんの宿泊料金が1万円に満たないので、あまりの割引分をAさんに充てることができます。Aさんが割引券を持っていない場合も同様です。

5. 換金について

①請求方法

換金申請先は、由布市まちづくり観光局となります。

以下のものを由布市まちづくり観光局に持参してください。

- (1) 申請書兼請求書（様式第4号）
- (2) 宿泊状況等確認書（様式第5号）
- (3) 使用された宿泊割引券の原本
- (4) 宿泊料金の総額がわかるもの

※記入例は市ホームページに掲載していますので、
そちらをご覧ください。
その他ご不明な点はお問い合わせください。

なお、換金請求書の様式は市ホームページからダウンロードできます。

②最終換金期日 令和5年3月10日(金)

※期日を過ぎての換金はできません。

③支払方法 □座振込にて支払います。

5.換金について

支払日は、毎月6日（前月25日締）と20日（10日締）となります。ただし、締日が土・日・祝祭日と重なる場合は、その前日が締日となります。詳しくは下記を参照してください。

締日	支払日
12/9(金)	12/20(火)
1/10(火)	1/20(金)
1/25(水)	2/6(月)
2/10(金)	2/20(月)
2/24(金)	3/6(月)
3/10(金)	3/20(月)

説明は以上です。

ご不明な点等ございましたら、
下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

<ゆふ泊キャンペーン全般についてのお問い合わせ先>

由布市商工観光課 TEL 097-582-1304

<換金についてのお問い合わせ先>

(一社)由布市まちづくり観光局 TEL0977-85-8611

